

## 茨木市ふるさと寄附金返礼品協力事業者募集要項

### 1 目的

茨木市では、本市及び本市特産品等の魅力を広くPRするとともに、市内産業の活性化を図るため、市外在住の寄附者（個人）にお礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈しています。

そこで、より多くの市外の方とのつながりを築き、茨木市に興味と愛着を持っていただくため、返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するものです。

### 2 本市ふるさと寄附金に係る委託業者

返礼品における各取扱業務を以下の業者へ委託しています。

委託業務	事業者	サービス名
ふるさと寄附金推進業務	株式会社さとふる	
ポータルサイト掲載	株式会社さとふる	「さとふる」
	株式会社トラストバンク	「ふるさとチョイス」
	楽天グループ株式会社	「楽天ふるさと納税」
	株式会社アイモバイル	「ふるなび」
	ANAあきんど株式会社	「ANAのふるさと納税」
	アマゾンジャパン合同会社	「Amazonふるさと納税」
	株式会社JALUX	「JALふるさと納税」
ポータルサイト掲載提携 以下の事業者のパートナーサイトとして掲載 注1：株式会社さとふる 注2：株式会社トラストバンク	L I N Eヤフー株式会社 <sup>注1</sup>	「Yahoo!ふるさと納税」
	KDDI株式会社	「auPAYふるさと納税」
	a u コマース&ライフ株式会社 <sup>注2</sup>	
	株式会社クレディセゾン <sup>注2</sup>	「セゾンのふるさと納税」
	朝日放送テレビ株式会社 <sup>注2</sup>	「ふるラボ」
	東日本旅客鉄道株式会社 <sup>注2</sup>	「JRE MALLふるさと納税」
	株式会社カブ&ピース <sup>注2</sup>	「KABU&ふるさと納税」
	株式会社エスシー・カードビジネス <sup>注2</sup>	「Vふるさと納税」
	イオンフィナンシャルサービス株式会社 <sup>注2</sup>	「まいふる by AEON CARD」
	株式会社丸井 <sup>注2</sup>	「マルイふるさと納税」
	株式会社ケアネット <sup>注2</sup>	「ケアネットふるさと納税」
	ニフティ株式会社 <sup>注2</sup>	「ニフティふるさと納税」
株式会社博多大丸 <sup>注2</sup>	「ふるさと納税デパート」	
現地決済型ふるさと納税	株式会社DMC a i z u	「ふるさと応援納税」

※令和8年4月1日現在 契約状況により変更となる場合があります。

### 3 登録要件

#### (1) 協力事業者

次の要件を全て満たすこと。

- ア 生産・製造・販売等に関する法令等を順守していること。
- イ 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、製造拠点、農園等のいずれかが茨木市内にある法人または個人事業者（以下「事業者」という。）であること。
- ウ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員等でない者。
- エ 茨木市税の滞納がないこと。
- オ 返礼品の提供に係る問い合わせ、トラブル（配送に関するトラブルを含む）、クレーム、損害賠償等に適切かつ誠実な対応ができること。
- カ ふるさと寄附金制度の趣旨を理解し、適切な制度運営のための茨木市及び委託事業者の要請等に適切に対応できること。
- キ 自社の広告媒体等を通じて、茨木市ふるさと寄附金事業及び返礼品のPRに積極的に取り組むことができること。但し、PRの方法については「平成31年総務省告示第179条第2号」等、総務省が定めるルールに準ずること。
- ク 市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む）を行うことを承諾すること。

#### (2) 返礼品

次の要件を全て満たすこと。

- ア 茨木市で生産、製造、加工又はサービス提供（体験を含む）されているなど、平成31年4月1日付総務省告示第179号が示す地場産品基準及びその他総務省が定める基準を満たすもの（別紙参照）。
- イ 飲食物については、到着後5日間程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。また産地名の表示を行うこと。
- ウ 製造・加工品等の返礼品については、別添3に定める証明書を本市に提出することとし、それらの内容を本市のホームページにて公表することに承諾すること。
- エ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
- オ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- カ 公序良俗に反していないこと。
- キ 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」（例：金銭類性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高額なもの）に該当しないものであること。
- ク 提供されている返礼品の画像については、茨木市ふるさと寄附金事業に関する広報の目的に限り、当市にて使用することを承諾すること。

#### 4 返礼品に係る費用及び寄附金額の設定について（電子クーポンの返礼品を除く）

返礼品代及び送料は本市が負担します。返礼品の額に対する寄附額の設定等の目安は下表のとおりです。

返礼品代（税込）	寄附金額	市の負担割合（上限）
1,750円	7,000円	25%
2,000円	8,000円	
2,250円	9,000円	
3,000円	10,000円	30%
3,300円	11,000円	
⋮	⋮	

※寄附金額は、配送方法やサイズ等を考慮した上で、原則7,000円以上・1,000円単位で本市が設定いたします。但し、状況に応じて500円単位で設定する場合があります。

※設定後に申込状況等により、寄附金額を変更する場合があります。

※返礼品の申込みは、原則1事業者50品（同一商品の数量違いを含む。）を上限とします。

※在庫数によっては全ての提携サイトに掲載されない場合があります。

※返礼品代について、合理的な理由なく一般販売価格と乖離する場合は登録をお断りする場合があります。

#### 4-2 電子クーポン返礼品に係る費用及び寄附金額の設定について

電子クーポン運営事業者へ支払う付与相当額は本市が負担します。クーポン利用に関する規定は各運営事業者が定めるものとします。寄附金額設定等については下表のとおりです。

電子クーポン名	クーポン割合	設定寄附金額	掲載サイト等	備考
PayPay 商品券	30%	10,000円～ 500,000円	さとふる	PayPay 加盟店であること
GDO クーポン		10,000円		GDO（ゴルフダイジェスト・オンライン）加盟済であること
茨木市ふるさと応援納税電子クーポン（現地決済型）		寄附受付時に選択	茨木市ふるさと応援納税電子クーポンサイト	別途運営会社との手続き有

※令和8年4月1日現在です。契約状況等により変更となる場合があります。

#### 5 協力事業者のメリット

(1) 「さとふる寄附金（納税）制度」を通じた新たな販売経路ができます。

(2) さとふる納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者のPRができます。

- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封することで、自社商品等の販売促進、PRが可能です。
- (4) 返礼品に関する配送費用は市が負担します。

## 6 募集期間

随時募集しています。

## 7 応募方法

下記の書類に必要事項を記入し、茨木市まち魅力発信課までご提出ください。

- (1) 茨木市ふるさと寄附金返礼品協力事業者参加申込書（別添1）
- (2) 茨木市ふるさと寄附金返礼品協力事業者参加申込に係る誓約書（別添2）
- (3) 地方団体の区域内において製造等を行うことにより返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明様式（別添3）※地場産品基準第3号に該当の場合のみ提出要
- (4) 事業者概要及び返礼品内容がわかる資料（任意様式・パンフレット・ホームページ掲載内容等でも可）
- (5) 誓約書（別記様式（第3関係））

## 8 審査及び登録から返礼品公開の流れ

提出書類による事業者登録は市が審査を行い、その結果を当該応募事業者に通知します。返礼品登録は、市又は委託業者の案内に沿ってご登録ください。なお、ポータルサイトへの返礼品公開については総務省等の審査・確認後に行います。

## 9 個人情報の保護

協力事業者は、原則、個人情報を取扱うことはありません。ただし、取扱いが必要となった場合は、茨木市個人情報の適正な取扱いに関する基本方針・取扱指針及び関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品取扱いに関すること以外の目的に使用することはできません。

## 10 留意事項

- (1) 返礼品の登録については、総務省の確認を行うため相応の時間（1～5か月程度）を要します。
- (2) 協力事業者は、委託業者と返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約を締結する必要があります。
- (3) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯かつ速やかに対応し解決に努め、苦情内容、対応について本市へ報告するものとします。その際、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 原材料・製造工程・原産地・提供価格等の内容に変更が生じた場合、速やかに所定の手続きを行い消費者保護に努めてください。

- (5) 各指定基準への適合性に疑義が生じていると判断される場合は、実地調査等を行った上で、当該返礼品の取扱いを停止する等、適切な措置を講じます。
- (6) 返礼品提供事業者より登録解除を申し出た場合や、登録要件に規定する事項を満たさなくなった場合は、本市の判断により登録を抹消することができるものとします。
- (7) 総務省の基準改定や本市の運用変更により本要項を変更する場合があります。

11 申込み・問合せ先

茨木市 企画財政部 まち魅力発信課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL : 072-620-1602 (直通)

Email : [furusato@city.ibaraki.lg.jp](mailto:furusato@city.ibaraki.lg.jp)